リ ス ク 管 理 債 権 情 報（参考）

（単位：千円、％）

区　　分		平成25年度
破綻先債権	(A)	3,883,941
延滞債権	(B)	28,200,938
３箇月以上延滞債権	(C)	647,300
貸出条件緩和債権	(D)	47,762,732
合計(E)＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)		80,494,912
総貸付残高	(F)	3,352,902,629
比率　　(E)／(F)×100		2.40

（備考）　1　金額の千円未満は、切捨て表示しています。

2　総貸付残高（F）には、貸付受入金153,349,500千円を含んでおります。

（注）破綻先債権（A）：破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

延滞債権（B）：延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

３箇月以上延滞債権（C）：３箇月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権（D）：貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３箇月以上延滞債権に該当しない貸出金です。